

監 査 報 告 書

令和4年5月27日

学校法人 比治山学園

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 比治山学園

監 事

栗田 功 

監 事

石崎 和法 

私たちは、学校法人比治山学園の監事として、私立学校法第37条第3項及び学校法人比治山学園寄附行為第15条の規定並びに学校法人比治山学園監査規程に基づき同学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における業務若しくは財産の状況又は理事の業務の執行状況に関して監査を行いました。

財産の状況は、令和4年5月26日に財産目録及び計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書を含む。）を基に、業務監査は、法人事務局、大学・短期大学部・付属幼稚園については、令和4年5月12日に、中学・高等学校については、令和4年5月19日に行い、事業実施報告書等を基に、関係者から事情を聴取し効果の検証を行いました。また、理事の業務執行については、理事会その他の会議に出席し報告を聴取するとともに、面談するなどにより監査を行いました。

監査の結果、同学園の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実がないことを認めました。

なお、業務の監査において一部事業の執行に当たり一層の工夫や努力を要するものがありましたので、指摘や助言を行いました。